

# 軽費老人ホーム ケアハウスひらき

## 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して軽費老人ホームのサービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※本重要事項説明書は、2024年12月1日時点での説明書であり、今後変更することもあります。

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人むべの里光栄
事業者の所在地	山口県宇部市川添1丁目2番5号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	隅田 典代
電話番号	0836-52-7797
ファクシミリ番号	0836-52-7798
設立年月日	平成7年3月30日

### 2. 事業所

施設の名称	ケアハウスひらき
施設の所在地	山口県宇部市開1丁目6-21
管理者名	松中 恵子
電話番号	0836-29-5050
ファクシミリ番号	0836-29-5055
事業の種類	軽費老人ホーム
開設年月日	平成14年4月1日

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	できるだけ入居者が自立の心を高め、健康で生きがいをもって充実した日常生活を送ることができるように、施設でのサービスを提供する事を目的とします。
施設の運営方針	①「お客様こそ主人公」を原点に、優しさと思いやりの心、常に明るい笑顔で利用者へ接します。 ②「住民こそ主人公」の理念から、老後を誰もが安心して暮せる街づくり、住民ニーズに応えシルバーサービスの拡充へ奮闘します。

### 4. 職員体制（主たる職員）

当施設では、利用者に日常生活支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

従業者の職種	常勤換算
施設長	1名
生活相談員	1名
介護職員	2名以上
栄養士	1名
宿直	1名

## 5. 職員の勤務体制

区分	勤務の体制				休暇
施設長	日勤	8:30	～	17:30	108日/年
生活相談員	A 勤	7:00	～	16:00	常勤 108日/年 非常勤 3日/週
	A' 勤	7:00	～	17:00	
介護職員	B 勤	9:00	～	18:00	
	B' 勤	8:00	～	18:00	
栄養士	C 勤	10:00	～	19:00	
	D 勤	9:00	～	19:00	
宿直		18:30	～	翌 8:00	

## 6. 営業日

営業日	年中無休 月曜日から日曜日
-----	---------------

## 7. 事業者が提供するサービスと利用料金

### (1) 当事業所が提供するサービスについて

種類	内容						
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員を配置し、入所者からの相談、苦情等に応じます。</li> </ul>						
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の立てる献立表により、栄養に配慮したバランスの良い食事を提供します。</li> <li>自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則とし、ただし、入所者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、かつ食器を返却することができるものは、居室での食事でも差し支えない。</li> <li>ご入居者の体質等により、必要な場合は可能な限り食材や提供方法の変更を行います。</li> </ul> <p>(食事時間)</p> <table border="1"> <tr> <td>朝食</td> <td>7:45 ～ 8:30</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>11:30 ～ 12:30</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>17:30 ～ 18:30</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理上許容可能な一定時間に限り、置き置きすることができます。</li> </ul>	朝食	7:45 ～ 8:30	昼食	11:30 ～ 12:30	夕食	17:30 ～ 18:30
朝食	7:45 ～ 8:30						
昼食	11:30 ～ 12:30						
夕食	17:30 ～ 18:30						
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、下記の時間帯に毎日入浴できます。共同の浴室があり、準備・掃除は職員が行ないます。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入浴可能時間</td> <td>6:30 ～ 9:00</td> </tr> <tr> <td>16:30 ～ 21:00</td> </tr> </table>	入浴可能時間	6:30 ～ 9:00	16:30 ～ 21:00			
入浴可能時間	6:30 ～ 9:00						
	16:30 ～ 21:00						
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の病状の急変が生じた場合、その必要な場合は速やかにご家族や主治医又は協力病院等、緊急連絡先に連絡を取るなど必要な措置を講じます。</li> </ul>						
介護保険サービス利用等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス等の利用が出来ます。</li> <li>ご入居者が適切なサービスを受けることが出来る様、必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>						
自主活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の併用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行なっていただけます。</li> <li>消防訓練 安全確保のため年3回、消防訓練を実施します。 自主避難訓練（風水害、地震想定）を行います。</li> </ul>						
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に健康チェックを行ない、健康の保持に努めます。</li> </ul>						

※当施設では、入所者の生活の利便や行事等を実施しております。参加、利用については、ご本人の意思に基づき参加、利用していただいておりますので、予めご了承ください。

## (2) 利用料金について

国の定める基準に従って、生活費・事務費・管理費を合算した額を個別に算定します。これが改定された場合は、これらの利用料も自動的に改定されます。その場合は、新しい利用料を書面でお知らせします。

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	冬季加算 11月～3月	月額利用料 (円)
1	1,500,000 円以下	10,000	48,764	8,810	2,150	69,724
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000	48,764	8,810	2,150	72,724
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000	48,764	8,810	2,150	75,724
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000	48,764	8,810	2,150	78,724
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000	48,764	8,810	2,150	81,724
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000	48,764	8,810	2,150	84,724
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000	48,764	8,810	2,150	89,724
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000	48,764	8,810	2,150	94,724
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000	48,764	8,810	2,150	99,724
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000	48,764	8,810	2,150	104,724
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000	48,764	8,810	2,150	109,724
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000	48,764	8,810	2,150	116,724
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000	48,764	8,810	2,150	123,724
14	2,700,000 円以上	68,600	48,764	8,810	2,150	128,324

注1. この表における対象収入とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。

注2. ご夫婦で入居の場合は、事務費は2人の所得の合算額の2分の1を個々の対象収入とし、その額が150万円以下の場合、夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額が本人からの事務費徴収額となります。

注3. 事務費支弁基準額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

注4. 11月から3月まで冬期加算費として一人月額2,150円を徴収致します。

注5. 当ケアハウスは、1食ごとの食事計算は、いたしません。ただし、連続5日以上の外泊及び入院をした場合は、日割り計算致します。(1,000円/日)

## ②その他の費用について

種類	利用料金
電気代	実費：1kw 22円。各居室のメーター値に基づき、電気料金は毎月、別途請求致します。
駐車料金	実費：月額 2000円。敷地内の駐車場を使用する場合は、駐車場使用料金として毎月、別途請求致します。
教養娯楽施設の利用	実費：クラブ活動
複写物の交付	利用者は、サービス提供についての記録等をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき10円をご負担いただきます。

※その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については別途徴収させていただきます。

## 8. 利用料のお支払い方法

上記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、明細をそえてご請求します。当月サービス利用料等のお支払いは、サービスを利用した月の翌月末日までに以下の方法でお願い致します。

お支払い方法

- |  |
|--|
| ア. 窓口での現金支払い   |
| イ. 下記指定口座への振り込み<br>西中国信用金庫西宇部支店 口座名義 社会福祉法人むべの里光栄 理事長 隅田 典代<br>口座番号 普通預金 0109334 |
| ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし<br>ご利用できる金融機関 : 西中国信用金庫・山口銀行・西京銀行等                           |

※振り込み手数料または引き落としの手数料につきましては、ご利用者の負担とさせていただきます。

## 9. 協力医療機関

医療機関の名称	宇部協立病院
所在地	山口県宇部市五十目山町 16-23
電話番号	0836 - 33 - 6111
診療科	内科

## 10. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 事故が発生した場合には、利用者及びその家族に対して速やかに報告を行なうとともに、関係市町村・事業所等と連携し、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。
- (3) 当施設は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

## 11. 非常災害時の対策

消防計画	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
避難訓練	火災、地震等を想定した訓練を年3回行います。
防災設備	・自動火災報知器 ・煙感知装置 ・スプリンクラー ・誘導灯、非常照明灯等

## 12. 苦情の受付

- (1) 当事業所における苦情の受付け当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	(担当者) ケアハウスひらき 施設長 松中 恵子 (受付時間) 月曜日～日曜日 9:00～17:00 (電話番号) 0836-29-5050 また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。
第三者委員	・原田 和子 (住所) 宇部市大小路3丁目5-7-5 (電話番号) 0836-34-1016 ・梅野 憲造 (住所) 宇部市大字際波412-18 (電話番号) 0836-41-4912 ・吉村 明子 (住所) 熊本県合志市福原2922 (電話番号) 096-285-9981

(2) 行政機関その他苦情受付け機関

宇部市役所 高齢者総合支援課	所在地 宇部市常盤町1丁目7番1号 電話番号 0836-34-8396 受付時間 8:30~17:15 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山陽小野田市 高齢福祉課	所在地 山陽小野田市日の出1丁目1番1号 電話番号 0836-82-1172 受付時間 8:30~17:15 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山口県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7「国保会館」 電話番号 083-995-1010 受付時間 8:30~17:00 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山口県社会福祉協議会 福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 山口市大手町山口県社会福祉館内 電話番号 083-924-2777 受付時間 8:30~17:00 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)

13. 個人情報の利用、秘密保持

(1) 利用目的

当施設は契約書に基づき守秘義務を守ります。つきましては利用者及びその家族の個人情報を以下に記載する目的においてのみ利用することに同意をお願いします。

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>1. 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>2. 事業者及びサービス従業者は、サービス提供をする上でその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>3. 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。</p> <p>4. 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>1. 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。</p> <p>2. 介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市町村、医療機関等との連絡調整での情報提供</p> <p>3. 上記の以外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。</p> <p>4. 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護職員等に説明する場合。</p>

(2) 利用にあたっての条件

① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。

② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

(3) 利用する期間

サービスの提供を受けている期間

14. 虐待の防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 施設長を、虐待防止に関する責任者として任命しています。

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 15. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
② 非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
③ 一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 16. サービス提供の記録について

- (1) 当施設では、利用者に提供するサービスの状況に関する記録を行い、その記録はサービスを完了した日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

### 17. 契約の終了について

#### ① 契約期間について

当施設では、以下のような事由がない限り、継続して当施設をご利用頂けますが、下記の事項に該当するに至った場合、当施設との契約は終了し、利用者へ退所して頂くこととなります。

- ア 利用者の心身の状況から、当施設での生活が困難となった場合
- イ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者の当施設での生活が不可能となった場合
- ウ 利用者が退所を申し出、又は契約を解除する場合
- エ 当施設が契約を解除する場合

#### ② 退所の申し出について

契約期間中であっても、利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに「契約解除届出書」をご提出ください。

### 18. 居室の明け渡しについて

- ① 利用者の所有物は、全て引き取って頂きます。
- ② 所有物の引き取り完了日を明け渡し日とします。

### 19. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 20. 衛生管理

- (1) 事業所は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 21.その他の入居に関する留意事項

- ① 入所対象者の情報連携として、事前に担当ケアマネージャや医療機関、施設等、関係機関から情報照会ができるように、ご本人及びご家族のご協力及びご同意を必要とします。
- ② 疾病等によって通院及び入院が必要な場合には、原則として本人（家族）で対応していただきます。尚、本人（家族）が対応できない場合には、介添えとしてのヘルパーとタクシーの実費利用とになります。
- ④ 入院が長期にわたる場合は、生活費を除く利用料をいただきます。
- ⑤ サービス提供の際、当施設の従業者等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。  
利用者又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類などの預かり
- ⑥ 従業者等に対し、金銭・物品の贈与や飲食物の提供などはお断りいたします。

年 月 日

(事業者)

軽費老人ホームのサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名 ケアハウスひらき

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明を受け、軽費老人ホームのサービスの提供開始に同意致します。また、サービス利用開始にあたり事前に関係機関からの情報照会に協力・同意致します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

(家族代表者)

私は、重要事項に定める利用者及び家族の個人情報の使用について、同意致します。また、サービス利用開始にあたり事前に関係機関からの情報照会に協力・同意致します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(緊急時の連絡先)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_